

浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン

令和6年4月



沿革情報

- ◆ 平成31年4月1日 策定
- ◇ 令和2年4月1日 改訂
- ◇ 令和3年4月1日 改訂
- ◇ 令和4年4月1日 改訂
- ◇ 令和5年4月1日 改訂
- ◇ 令和6年4月1日 改訂

(目 次)

1 はじめに	1
2 策定の目的	1
3 本ガイドラインの位置付け	1
4 ガイドラインの適用対象	2
5 用語定義	2
6 事業フロー	3
7 遵守事項・努力事項	4
8 計画・立案	5
(1) エリア設定	5
(2) 事前協議	10
(3) 主な関係法令等の手続き及び窓口	12
9 設計・施工	22
(1) 土地開発の設計	22
(2) 発電設備の設計	24
(3) 施工	25
10 維持管理	26
(1) 保守点検及び維持管理に係る実施 計画の策定及び体制の構築	26
(2) 保安規程等に基づく点検	26
(3) 適正な管理	26
(4) 維持管理に係る進捗報告	27
(5) 非常時の対処	27
11 撤去・処分	28
(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分	28
(2) 撤去・処分の手続等	28
12 届出様式	29

1 はじめに

平成 24（2012）年 7 月 1 日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT 法」という。）が施行し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。これにより、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電施設が大幅に導入された。

令和 6 年 4 月 1 日には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）が改正され、「説明会等の FIT/FIP 認定要件化」などの関係措置が盛り込まれている。

本市では、「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、太陽光発電の導入について 1,179,000MWh を 2030 年度の導入目標として掲げており、2021 年度時点で 733,425MWh が導入されている。

しかし、近年、急速に導入が進んだ結果、一部地域においては、景観、環境、防災等の観点から地域住民との間でトラブルが発生する事例も散見するようになり、その対策が急務となっている。

こうしたことから、浜松市では、太陽光発電施設の設置に当たり、計画・立案段階から浜松市、地域住民に情報が提供され、設計・施工、運営（維持管理）、廃止・撤去の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定した。

2 策定の目的

本ガイドラインは、市内において太陽光発電施設を設置、維持管理、撤去・処分しようとする者（以下「事業者」という。）が、浜松市や地域住民の理解を得ながら、太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた太陽光発電事業（以下「事業」という。）を適切に実施されることを目的としている。

よって、本ガイドラインは、計画・立案段階からの撤去・処分までの手続や遵守すべき事項等を明示し、事業者に適切な取組を求めるものである。

3 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（以下「市条例」という。）及び市条例施行規則並びに関係法令等に基づき遵守が求められる事項及び努力事項について、それぞれの考え方を示したものである。

本ガイドラインで規定する遵守を求めている事項において、市条例に違反した場合には、市条例第 14 条（指導及び助言）、第 15 条（勧告）、第 16 条（命令）及び第 17 条（公表）の規定に基づく措置が講じられることがある。なお、努力事項として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、市条例第 14 条（指導及び助言）等の対象となる可能性がある。

また、再エネ特措法では、認定基準として関係法令（条例を含む。）の遵守を規定しており、法令及び条例に違反した場合には、認定の取り消しとなる可能性がある。

4 ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、市条例に基づき、市内において発電出力 20kW以上 の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）を設置等する事業者に適用される。

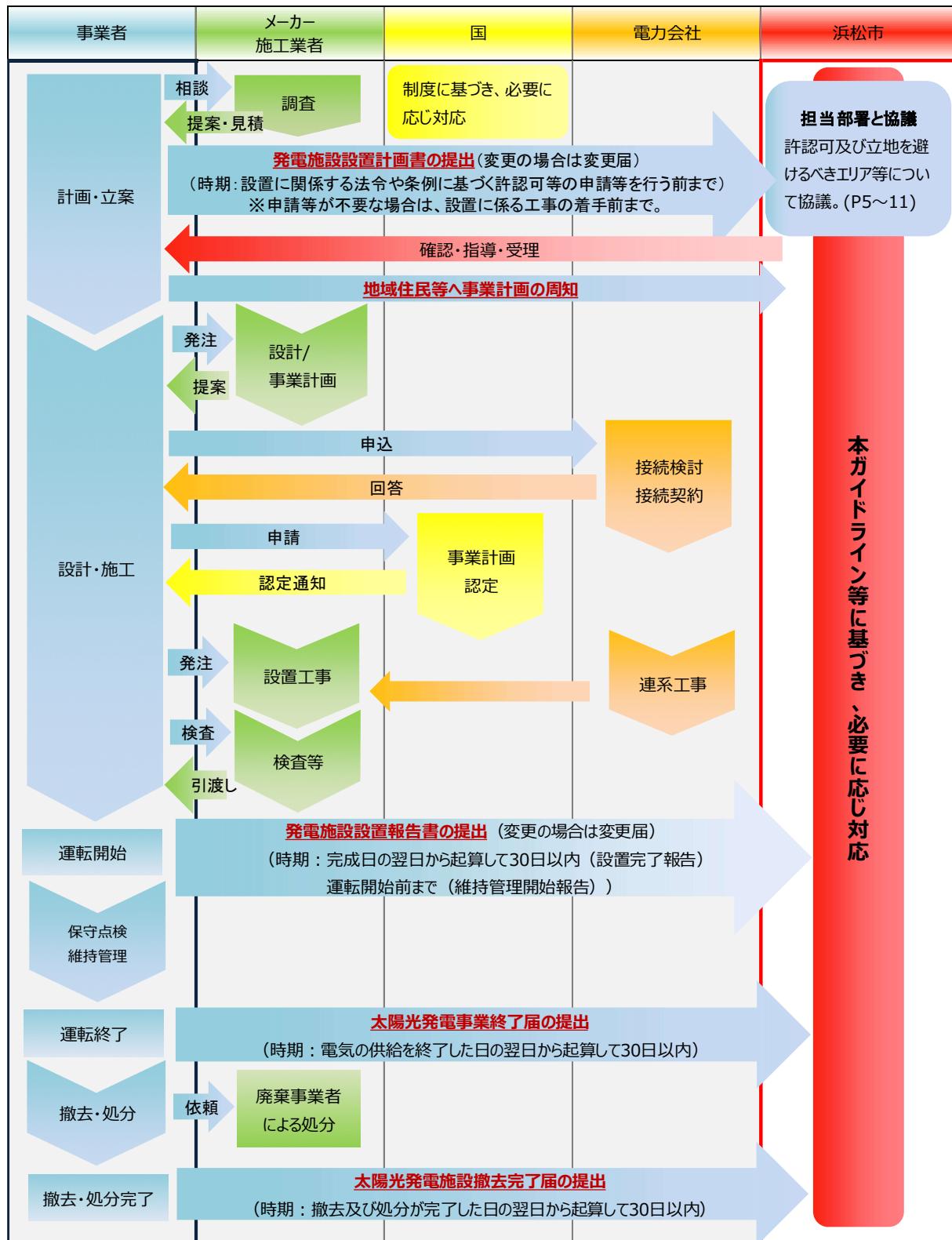
本ガイドラインの適用対象以外で市内において太陽光発電施設を設置等する事業者については、本ガイドラインに配慮し、事業を行うものとする。

5 用語定義

項目	内容
太陽光発電施設	太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物（送電に係るものに限る。）を除く。）をいう ※太陽光パネル等及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）が該当
事業者	太陽光発電施設を設置、維持管理、撤去・処分しようとしている者
出力	太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値
建築物	建築基準法第2条第1項に規定する建築物
電技省令	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
電技解釈	電気設備の技術基準の解釈として、電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したもの
保安規程	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定に基づき太陽光発電事業者自らが作成する保安のための規程

6 事業フロー

太陽光発電事業を実施する場合の手続のフローを次に示す。



7 遵守事項・努力事項

本ガイドラインの記載事項のうち、市条例並びに関係法令等に基づき遵守が求められる事項及び事業者が努力すべき事項について、次に示す。

遵守事項

計画・立案	設置を計画している土地に対し、規制されている法令等の把握及び必要な手続の実施
	「発電施設設置計画書（様式第1号）」（事業概要等）の市への提出 届け出内容に変更が生じた場合の「事業内容変更等届（様式第2号）」の市への提出
	「発電施設設置計画書（様式第1号）」記載内容に基づく地域住民への周知
設計・施工	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務の遵守 電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計 設計を委託する場合は、委託先に対する電気事業法などに適合した設計の実施の要求及びその結果の確認
	施工を委託する場合は、必要な資格を有する者への施工委託 委託先に対する関係法令及び条例を遵守した適切な施工の要求、施工状況及びその結果の確認
	再エネ特措法の規定に基づく柵・塀の設置等の立入防止措置 再エネ特措法の規定に基づく標識の掲示（20kW以上の場合）
	工事に伴う廃棄物等に対する廃棄物処理法等の関係法令を遵守した処理
	出力50kW以上の場合は、電気事業法に基づく保安規程の届け出 届け出内容に基づく維持管理
維持管理	「発電施設設置報告書（様式第3号）」の市への提出 届け出内容に変更が生じた場合の「事業内容変更等届（様式第2号）」の市への提出
	再エネ特措法の規定に基づく事業終了後に適切な撤去及び処分を行うための撤去費用の積立
撤去・処分	(撤去までの期間)建築基準法の規定に適合した適切な維持管理 (撤去及び処分時)廃棄物処理法等の関係法令を遵守した撤去
	「太陽光発電事業終了届（様式第4号）」の市への提出
	「太陽光発電設備撤去完了届（様式第5号）」の市への提出
	※事業の実施に当たっては、記載事項以外に該当する関係法令を必ず確認すること。

努力事項

計画・立案	エリア設定に配慮した土地の選定
設計・施工	軟弱地盤、雨水・排水対策（調整池等の設置等）等の対策
	工事の施工時に地元から安全確保の要請があった場合の対応
	工事期間中の粉じん、騒音、濁水対策、工事現場への立入防止措置、緩和緩衝帯等の設置
	反射光による周辺環境への害に対する措置
維持管理	民間ガイドラインを参考にした保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築
	保守点検結果の記録・保管
	地域住民と協定書等により合意した事項の遵守
	除草剤利用時の地域への配慮
	事故発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制の構築
	事故発生時の現地確認、地域への被害発生時における市及び地域住民への連絡
撤去・処分	環境省「太陽光発電設備のリサイクルガイドライン」を参照して対応
	撤去等に関して市や地域住民と合意事項がある場合の対応

8 計画・立案

(1) エリア設定

太陽光発電設備の計画に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて検討する必要がある。

本ガイドラインでは、その地域の特性や事業用太陽光発電の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示する。

仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合については、立地場所の変更も含め入念な検討を行うこと。特に、法令等により規制されている場所に関しては、制度上の手続きを確実に完了させ、地域住民及び関係機関へ説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等の把握に努めること。

なお、立地だけでなく撤去・処分が適正に行うことができるよう検討し明示しておくとともに、必要な準備をしておくこと。

①立地を避けるべきエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
特別緑地保全地区	都市緑地法	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、木竹の伐採や土地の形質変更等が規制されている。

区域名	根拠法令	概要（理由等）
自然公園区域	自然公園法	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。太陽光発電設備の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きいことから、立地を避けるべきエリアである。
	静岡県立自然公園条例	
自然環境保全地域	自然環境保全法	自然環境保全地域は、優れた自然環境を有している地域を保全するとともに、生物多様性の確保等を推進し、将来に亘りこれを継承するために指定した地域であり、工作物の設置や木竹の伐採等、自然環境の保全に影響がある行為は規制されている。
	静岡県自然環境保全条例	
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区は、野生生物の保護・管理を目的に指定しており、うち、特別保護地区は特に鳥獣保護を図る必要がある区域として指定している。特別保護地区では、工作物の設置や木竹の伐採等、鳥獣保護に影響がある行為は規制されている。
土壤汚染対策法に基づく要措置区域	土壤汚染対策法	要措置区域は土壤汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。
①廃棄物最終処分場（埋立処分終了した最終処分場を除く） ②廃棄物の不法投棄地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	①埋立処分終了届出書が提出されていない廃棄物の最終処分場については、太陽光発電設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障をきたす可能性や、廃棄物最終処分場周辺の生活環境に支障をきたす恐れがあるため立地を避けるべきエリアである。 ②廃棄物が不法投棄されている土地については、原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図る区域であるため、太陽光発電設備の設置を避けるべきエリアである。
甲種農地又は採草放牧地 第1種農地 又は採草放牧地	農地法	また、農用地区域以外であっても、10ha以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、太陽光発電設備の設置を避けるべきエリアである。

区域名	根拠法令	概要（理由等）
保安林	森林法	保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が制限されている。
①河川区域	河川法	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ① 1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべき区域
②河川保全区域		②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地
③河川予定地		③河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地
①海岸保全区域	海岸法	太陽光発電設備の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。 ①海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域
②一般公共海岸区域		②自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域
指定等文化財区域	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 浜松市文化財保護条例	文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえのない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。

②慎重な検討が必要なエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
景観計画区域 (浜松市全域)	景観法	景観計画区域内において、届出対象規模となる場合には、景観形成基準に適合する必要がある。
	浜松市景観条例	また、景観形成基本計画等を参照し、必要に応じて主要な眺望点からの景観や周囲の自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性等にも配慮することが必要である。
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	宅地造成等規制法第3条に基づき宅地造成に伴うがけくずれや土砂流出のおそれが大きい区域であり、事業用太陽光発電設備に関する造成を行う場合は、検討が必要である。

区域名	根拠法令	概要（理由等）
風致地区	都市計画法	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域	土壤汚染対策法	汚染土壤が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染土壤又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更の施行方法について慎重な検討をする。
埋立処分終了した最終処分場又は廃棄物処理法に基づく指定区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	埋立処分終了届出書が提出された最終処分場又は指定区域は、地下に廃棄物が存在するため、「廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン」に基づき、土地の形質の変更の施工方法について慎重な検討をする。
地域森林計画対象民有林	森林法	<p>地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。</p> <p>林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続き（林地開発許可申請、伐採届等）が必要。</p> <p>また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。</p>
砂防指定地	砂防法	治水上砂防の為、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり防止区域	地すべり等防止法	<p>地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。</p> <p>※地すべり防止区域外においても航空写真等により地形判読を行い、地すべり地でないか確認が必要。</p>
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域である。当該区域は、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。

区域名	根拠法令	概要（理由等）
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。当該区域は、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
土砂災害危険箇所 (土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)	－	法的位置付けはないが、県が調査、公表した土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
洪水浸水想定区域	水防法	水防法第14条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、洪水浸水に伴う火災や感電事故及び洪水漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。
津波浸水想定の区域及びこれに類する区域等	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律
津波災害警戒区域		
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合で、工事に先立ち記録保存のための発掘調査を実施する必要が生じる場合がある。また、埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置が必要な場合もある。
水源保全地域	静岡県水循環保全条例	水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域は、水源保全地域に指定されている。 水源保全地域に指定された区域内で土地の取引や開発行為を行う際は、土地の利用や開発行為により健全な水循環が損なわれないよう慎重な検討を要する。

(2) 事前協議

① 市との協議

ア 発電施設設置計画書の提出

事業者は、太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、カーボンニュートラル推進事業本部に対し、計画している事業内容を記載した「**発電施設設置計画書（様式第1号）**」を提出すること。また、敷地面積が市街化区域で2,000m²、市街化調整区域で5,000m²、都市計画区域外で2,000m²以上の場合は、浜松市土地利用事業に該当するため、都市整備部土地政策課へ協議すること。なお、農地に設置する場合（當農型太陽光発電を含む）には、農地法の対象となることから、必ず産業部農地利用課（農業委員会）と協議すること。

計画書の提出後に、記載内容（発電事業者の氏名、住所及び連絡先、事業実施場所）に変更が生じた場合には、「**事業内容変更等届（様式第2号）**」を提出すること。また、事業が中止となった場合には、その旨を速やかに連絡すること。

「発電施設設置計画書」には設置予定場所、面積、事業者名、連絡先、発電設備概要、工事着工予定日、運転開始予定日、地域住民との調整方法等を記載すること。また、設置場所の概要が分かる図面（位置図、配置図、設計図など）を添付すること。

イ 法令手続、施工、維持管理等についての事前協議

事業の実施にあたり、以下の項目について、下記「8（3）主な関係法令等の手続き及び窓口」を参考に市又は県の担当部署と協議すること。

○関係法令等（条例、ガイドライン等を含む。）に基づく手続き

② 地域住民等との調整

ア 地域住民等への周知

事業者は、上記「**発電施設設置計画書（様式第1号）**」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の事業計画について、太陽光発電施設を設置する土地に隣接する土地及びその土地に立つ建物の所有者等の近隣関係者へ周知を図ること。

なお、事業の内容や規模等により、説明が必要な範囲は異なるため、当該地域住民の代表者に周知の対象範囲について相談する等、事業者の責任において適切に周知を行うよう努めること。

イ 周知の方法

地域住民への周知に当たっては、地域住民との調整が十分でないまま事業が進められ、住民が困惑している事例が全国で発生していることから、事前に市に提出した方法による説明会や戸別訪問等（以下「説明会等」）を行い、近隣関係者の理解が得られるように丁寧に説明すること。

また、説明会等の議事録を作成するなど、記録を保存し、「発電施設設置報告書(様式第3号)」とともに提出すること(頒布資料・出席者名簿等を添付することが望ましい。)。

なお、欠席者等説明できなかった者に対しては、資料頒布等対策を講じること。

ウ 要望への対応

地域住民から、事業計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、説明会等を複数回実施する等、丁寧かつ誠意をもって対応し、理解が得られるよう努めること。

(3) 主な関係法令等の手続き及び窓口

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
1	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	再エネ特措法に基づき、FIT/FIP制度を活用して太陽光発電事業を行う場合には、経済産業省に事業計画認定の申請を行い、認定を受ける必要がある。	認定	経済産業省 【制度に係る相談窓口】 資源エネルギー庁 連絡先 (0570-057-333) 【申請受付(50kW未満)】 JPEA 代行申請センター(JP-AC) 連絡先 (0570-03-8210) 【申請受付(50kW以上)】 関東経済産業局 新エネルギー 一対策課 連絡先 (048-600-0361)
2	電気事業法	出力規模によって、基礎情報の届出、工事計画の届出、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査(自己確認)の実施、電気事故報告等の手続きが必要となる。	届出	経済産業省 中部近畿産業保安監督部 電力安全課 連絡先 (052-951-0547)
3	建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築基準法上の建築物として取扱い、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。	申請	浜松市 都市整備部 建築行政課 (浜松市役所本館 4階) 連絡先 (053-457-2472)
4	国土利用計画法	一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的(メガソーラーの建設)等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000m ² 以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000m ² 以上、都市計画区域外が10,000m ² 以上の契約である。 土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権(例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合)の設定・譲渡は含まない。 届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。	届出	浜松市 都市整備部 土地政策課 (浜松市役所本館 6階) 連絡先 (053-457-2365)
5	景観法 浜松市景観条例	《都田テクノポリス工業地区景観計画重点地区》 建築物(ソーラーカーポート等)、若しくは高さ1メートルを超える工作物を新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をしようとするものは、あらかじめ市長に届け出なければならない。 《都田テクノポリス工業地区景観計画重点地区以外の区域》 同一敷地内における建築面積の合計が1,000m ² を超える建築物、若しくは高さ15メートルを超える建築物(工作物)を新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をしようとするものは、あらかじめ市長に届け出なければならない。	届出	浜松市 都市整備部 土地政策課 (浜松市役所本館 6階) 連絡先 (053-457-2642)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
6	宅地造成等規制法	<p>①宅地造成工事規制区域内において行われる、宅地造成に関する工事については、造成主は、着手する前に市長の許可を受けなければならない。</p> <p>②-1 宅地造成工事規制区域内の宅地において擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとするものは着手する前の 14 日前までに、市長に届け出なければならない。</p> <p>②-2 宅地造成工事規制区域内で宅地以外の土地を宅地に転用したものは転用した日から 14 日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>宅地造成は、宅地（一般的にいわれる宅地（建築物の敷地）に限らず、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川等公共の用に供する土地以外の土地全般をいう）以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更（宅地を宅地以外の土地にするものを除く。）で政令で定めるものをいう。</p>	許可	<p>浜松市 都市整備部 土地政策課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2373)</p>
7	都市計画法	<p>開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。</p> <p>また、市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合についても原則許可を受けなければならない。</p> <p>太陽光発電設備については、原則建築物に該当しないことから、その設置は開発行為に該当せず、開発許可は不要である。</p> <p>なお、太陽光発電設備が建築物に該当するか否かについては、建築許可担当部署に確認すること。</p> <p>都市計画施設（都市計画道路や都市計画公園等）や市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業）の区域内で建築物を建築する場合には一定の制限のもと、市長の許可を受けなければならない（第 53 条）。</p> <p>なお、太陽光発電施設が建築物に該当するか否かについては、建築許可担当部署に確認すること。</p>	許可	<p>浜松市 都市整備部 都市計画課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2371)</p>
		<p>「風致地区」内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。（適用除外あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物等の新築・改築・増築又は移転 ○ 宅地の造成等 ○ 木竹の伐採 ○ 土石の類の採取 ○ 水面の埋立て又は干拓 ○ 建築物等の色彩の変更 ○ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積 	許可	<p>浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所 1 階) 連絡先 (053-457-2565)</p>
8	都市緑地法	<p>「特別緑地保全地区」内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。（適用除外あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ○ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ○ 木竹の伐採 ○ 水面の埋立て又は干拓 ○ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積 	許可	<p>浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所 1 階) 連絡先 (053-457-2565)</p>

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
9	自然公園法	<p>「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。</p> <p>①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔その他これらに類するものの色彩変更などの行為は、環境大臣、県知事又は市長の許可を要す。</p> <p>②普通地域：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000 m²を超える太陽光発電施設の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事又は市町長に届出を要す。</p> <p>なお、特別地域内において、1 ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。</p> <p>※県HP内自然保护課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。</p> <p>※国立公園及び普通地域については本市は該当なし。</p>	①許可 ②届出	
10	静岡県立自然公園条例	<p>「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。</p> <p>①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔その他これらに類するものの色彩変更などの行為は、県知事又は市町長の許可を要す。</p> <p>②普通地域：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000 m²を超える太陽光発電施設の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、市町長に届出を要す。</p> <p>なお、特別地域内において、1 ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。</p> <p>※県HP内自然保护課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。</p>	①許可 ②届出	浜松市 都市整備部 緑政課 (中央土木整備事務所1階) 連絡先 (053-457-2597)
11	静岡県自然環境保全条例	<p>「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、野生動植物保護地区、普通地区に分類指定されている。</p> <p>①特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事又は市町長の許可を要す。</p> <p>②普通地区：高さ10m又は水平投影面積200 m²を超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事又は市町長に届出を要す。</p> <p>なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある（協定の締結については県との協議）。</p> <p>※県HP内自然保护課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。</p> <p>※原生自然環境保全地域及び野生動植物保護地区・普通地区については本市は該当なし。</p>	①許可 ②届出	静岡県 くらし・環境部 環境局 自然保护課 (静岡県庁西館6階) 連絡先 (054-221-2545)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
12	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	<p>鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は県知事の許可を要す。</p> <p>※県HP内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。</p> <p>※本市では、「千頭水窪」及び「県立森林公園」鳥獣保護区特別保護地区のみ該当する。</p>	許可	<p>静岡県 くらし・環境部 環境局 自然保護課 (静岡県庁西館 6階) 連絡先 (053-458-7234)</p>
13	環境影響評価法 浜松市環境影響評価条例	<p>環境影響評価法、または浜松市環境影響評価条例に定める規模要件を満たす場合、環境影響評価手続きが必要となる。</p> <p>環境影響評価法の対象となるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1種事業（環境影響評価必須）出力4万kW以上 ○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 出力3万kW以上 <p>環境影響評価条例の対象となるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1種事業（環境影響評価必須） 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積20ha以上 ○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内（鳥獣保護地域（特別保護区）又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等）は敷地面積5ha以上 	環境影響評価手続	<p>浜松市 環境部 環境政策課 (鴨江分庁舎4階) 連絡先 (053-453-6146)</p>
14	土壤汚染対策法	<p>土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が3,000m²以上（有害物質使用特定施設が設置されている土地は900m²以上）の場合は工事着手30日前までに（有害物質使用特定施設の使用が廃止され、土壤調査が一時的に免除されている土地において土地の形質の変更面積が900m²以上の場合はあらかじめ）届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土壤を敷地外に搬出しない ○土壤の飛散や流出が伴わない ○掘削部分の最も深いところが50cm未満である 	届出	<p>浜松市 環境部 環境保全課 (鴨江分庁舎4階) 連絡先 (053-453-6144)</p>
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<p>①太陽光発電設備に係る工事に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外（300m²以上である場合）で自ら保管する場合にはあらかじめ、浜松市長に届け出なければならない（法第12条第3項）。</p> <p>②太陽光発電設備の設置に伴って法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに浜松市長に届け出なければならない（法第15条の19）。</p>	届出	<p>浜松市 環境部 産業廃棄物対策課 (鴨江分庁舎3階) ①減量化推進グループ 連絡先 (053-453-6110) ②指導グループ 連絡先 (053-453-6110)</p>
16	工場立地法	<p>売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電施設は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。</p> <p>ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、事前に相談すること。</p>	届出	<p>浜松市 産業部 企業立地推進課 (浜松市役所本館6階) 連絡先 (053-457-2282)</p>

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
17	農地法	<p>太陽光発電施設を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすこと）などの規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 <p>農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域の農地を予め農業委員会に届出て転用する場合 ○電気事業者が送電用、配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)等の敷地に転用する場合 許可権者(転用しようとする農地の面積により次のとおりとなる。) <ul style="list-style-type: none"> ○4ha 超 知事(県庁専決)又は指定市町村 ○4ha 以下 知事(各農林事務所処理) 又は市 	許可	<p>浜松市 農業委員会事務局 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2485)</p>
18	農業振興地域の整備に関する法律	<p>原則として、農用地区域内において農業以外の行為はできない。</p> <p>太陽光発電設備については、農業用施設、農畜産物処理加工施設又は農畜産物販売施設に付帯して設置する太陽光発電設備であって一定の要件を満たす場合に限り認められ、農用地区域内の用途区分変更（軽微な変更）の申出が必要となる。</p>	市町： 計画変更 県：同意	<p>浜松市 産業部 農地利用課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2335)</p>
19	森林法	<p>「開発行為の許可（第 10 条の 2）」</p> <p>0.5ha を超える森林において開発行為をしようとする者は、知事（移譲市においては市長）の許可を受けなければならない。</p>	許可	<p>浜松市 産業部 林業振興課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2159)</p>
		<p>「森林の土地の所有者となった旨の届出等（第 10 条の 7 の 2）」</p> <p>新たに森林の土地の所有者となった者は、市町長にその旨を届け出なければならない。</p> <p>「伐採及び伐採後の造林の届出（第 10 条の 8）」</p> <p>「小規模林地開発に係る対応の手引き」</p> <p>0.5ha 以下の森林の立木を伐採する場合には、市町長に届出書を提出しなければならない。</p>	届出	<p>浜松市 【中央区、浜名区】 産業部 林業振興課 (浜松市役所本館 6 階) 連絡先 (053-457-2159)</p> <p>【天竜区】 林業振興課 天竜森林事務所 (天竜区役所南館 1 階) 連絡先 (053-922-0031)</p>
		<p>「保安林における制限」</p> <p>保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。（第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 34 条第 9 項、規則第 60 条第 1 項第 5 ~ 9 号）</p> <p>保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。（第 34 条第 2 項）</p> <p>保安林を森林以外の用途に変更する場合は、保安林解除が必要となる。</p>	形質変更 許可、 伐採届出 解除処分	<p>静岡県 【中央区、浜名区】 西部農林事務所 森林整備課 (静岡県浜松総合庁舎 6 階) 連絡先 (053-458-7235))</p> <p>【天竜区】 西部農林事務所 天竜農林局 治山課 (北遠総合庁舎 3 階) 連絡先 (053 - 926-2337)</p>

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
20	道路法	<p>事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる（第24条）。</p> <p>道路上に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第32条）。</p> <p>道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第47条の2）。</p>	許可	<p>浜松市 土木部 【中央区（旧中央区（萩丘地区を除く）・旧南区）】 中央土木整備事務所 (中央区北寺島町 617-6) 連絡先 (053-457-1010)</p> <p>【中央区（旧西区）】 中央土木整備事務所（西） (西行政センター3階) 連絡先 (053-597-1129)</p>
21	浜松市法定外道路管理条例	法定外道路の敷地における占用並びに工作物の新築、改築及び除却並びに土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植及びその伐採をする場合には、浜松市長の許可が必要である（第5条）	許可	<p>【中央区（旧東区）】 中央土木整備事務所（東） (東行政センター2階) 連絡先 (053-424-0165)</p>
22	浜松市普通河川条例	普通河川の敷地における占用、工作物の新築、改築、除却、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植及びその伐採をする場合には、浜松市長の許可が必要である（第4条）	許可	<p>【中央区（萩丘地区・三方原地区に限る）】 中央土木整備事務所（東三方） (中央区東三方町 115-4) 連絡先 (053-436-2551)</p>
23	浜松市都市下水路条例	<p>○都市下水路に施設又は工作物を設ける場合は浜松市長の許可が必要である（第3条）。下水道法施行令第19条に規定する行為である場合はあらかじめ市長に届出が必要である（第4条）。</p> <p>○都市下水路の敷地又は構造物に物件を設け占用をする場合は市長の許可が必要である（第6条）</p>	許可・届出	<p>【浜名区（旧北区（三ヶ日町・三方原地区を除く））】 浜名土木整備事務所 (北行政センター2階) 連絡先 (053-523-2897)</p> <p>【浜名区（三ヶ日町に限る）】 浜名土木整備事務所（三ヶ日） (三ヶ日支所) 連絡先 (053-523-8888)</p> <p>【浜名区（旧浜北区）】 浜名土木整備事務所（浜北） (浜名区役所2階) 連絡先 (053-585-1152)</p> <p>【天竜区】 天竜土木整備事務所 (天竜区役所南館2階) 連絡先 (053-922-0026)</p>
24	河川法	河川区域内で土地を占用（第24条）、工作物の新築・改築・除却（第26条第1項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（第27条第1項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には 河川管理者の許可が必要となる。	許可	<p>静岡県 【中央区、浜名区】 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎7・8階) 連絡先 (053-458-7268)</p> <p>【天竜区】 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 連絡先 (053-926-2446)</p>

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
25	砂防法	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○火入れ <p>※砂防指定地については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。</p>	許可	
26	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの <p>※地すべり防止区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。</p>	許可	<p>静岡県 【中央区、浜名区】 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎 7・8階) 連絡先 (053-458-7268)</p> <p>【天竜区】 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 連絡先 (053-926-2446)</p>
27	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの <p>※急傾斜地崩壊危険区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。</p>	許可	
28	土砂災害防止法	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。</p> <p>※土砂災害（特別）警戒区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できる。</p>	—	

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
29	静岡県土採取等規制条例	土の採取等（切土、掘削その他の土地の掘削）に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同施行規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。	届出	静岡県 【中央区、浜名区】 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎7・8階) 連絡先 (053-458-7268) 【天竜区】 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 連絡先 (053-926-2446)
30	静岡県盛土等の規制に関する条例	静岡県盛土等の規制に関する条例に規定する場合を除き、盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。	許可	
31	海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用（第7条）、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為（第8条）をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。	許可	静岡県 浜松土木事務所 維持管理課 (静岡県浜松総合庁舎7・8階) 連絡先 (053-458-7268)
32	港湾法	都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる（37条）。	許可	
33	津波防災地域づくりに関する法律	「津波により浸水が想定される区域」 津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定の区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。 ※津波浸水想定区域については、県ホームページ内の静岡県地理情報システムで確認可能。	—	浜松市 危機管理課 (浜松市役所本館4階) 連絡先 (053-457-2537)
		「津波災害警戒区域」 津波災害警戒区域とは、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、県が指定している。 警戒区域では、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制の整備を行う区域であり、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。	—	静岡県 交通基盤部 河川砂防管理課 (静岡県庁本館2階) 連絡先 (054-221-3195)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
34	文化財保護法	<p>「国・県・市指定の指定文化財所在地」 古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。</p> <p>やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県知事、市の教育委員会への許可申請が必要である。</p> <p>工事内容や場所により許可されない場合があるので、計画段階で市文化財課へ確認すること。</p> <p>特に県指定名勝である浜名湖については周辺の土地にも規制が及んでいる地域があるため注意すること。</p>	許可	浜松市 【中央区（旧中区）】 中央区 まちづくり推進課 (浜松市役所本館 2階) 連絡先 (053-457-2778)
				【中央区（旧東区）】 中央区 東行政センター まちづくり推進担当 (東行政センター3階) 連絡先 (053-424-0164)
				【中央区（旧西区）】 中央区 西行政センター まちづくり推進担当 (西行政センター3階) 連絡先 (053-597-1117)
	静岡県文化財保護条例	【中央区（旧南区）】 中央区 南行政センター まちづくり推進担当 (南行政センター3階) 連絡先 (053-425-1382)	届出	【中央区・浜名区（旧北区）】 浜名区 北行政センター まちづくり推進担当 (北行政センター3階) 連絡先 (053-523-1114)
	浜松市文化財保護条例	【浜名区（旧浜北区）】 浜名区 まちづくり推進課 (なゆた・浜北3階) 連絡先 (053-585-1116)		【天竜区】 天竜区 まちづくり推進課 (天竜区役所本館 2階) 連絡先 (053-585-1116)
		「埋蔵文化財包蔵地」 埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査等が必要となる場合があるので、工事計画段階から市文化財課と事前協議をすること。		浜松市 市民部 文化財課 地域遺産センター (浜名区引佐町井伊谷 616-5) 連絡先 (053-542-3660)

No	関係法令	主な手続きの概要	手続き	相談窓口
35	静岡県水循環保全条例	<p>水源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域は、水源保全地域に指定されている。</p> <p>水源保全地域に指定された区域内で土地の取引や開発行為を行う際は、事前の届出が必要となる。</p> <p>※水源保全地域については、県ホームページ内の水源保全地域地図(1/25,000) 又は静岡県地理情報システム(GIS)で確認できる</p>	届出	<p>静岡県 くらし・環境部 環境局 水資源課 (静岡県庁西館 6階) 連絡先 (054-221-2289)</p>

9 設計・施工

(1) 土地開発の設計

① 関係法令及び条例の遵守

上記「8（3）主な関係法令等の手続き及び窓口」を参考に、設置を計画している土地に対し、規制されている法令等を把握し、担当窓口へ必要な手続きをとること。

② 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行ない、下記における対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。

- 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないよう、地盤改良等の対策工などの措置を講じること。

- 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

- がけ崩れ・土砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

- がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

- 湧き水対策

地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

- 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水の流出抑制を踏まえた有効な排水対策（排水路改修、調整池等の設置等）を講じること。

③ 環境への配慮

- 緑地の保全及び緑化

発電施設の敷地の周囲には、環境に配慮し、緑地の保全及び緑化に努めること。

自然環境が優れた地域においては、特に緑地の保全を優先し、これが難しい場合においては緑化に努め適正に管理すること。

- 生活用水等への配慮

地下水や湧水を飲水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下が生じないよう措置を講じること。また、土砂の流出等により水源の水質が悪化しないよう対策を講じること。

- 河川・湖への配慮

下流の河川や湖において、土砂流出等による生態系や農林水産業等への影響が起こらないように、水質の悪化や低下が生じないよう措置を講じること。

- 動植物の保護

重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施すること。

④ 景観への配慮

○ 景観計画の尊重

景観計画に規定された景観形成基準のみならず、当該地区の景観形成の理念、方針、特性等を充分に把握し、これを尊重すること。

○ 設置による影響の適切な把握

景観計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次のような景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモンタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにし、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望点からの眺望景観には留意すること。

- ・主要な眺望点からの眺望景観
- ・山並み、丘陵、河川、湖沼、海岸等自然景観
- ・史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
- ・市街地、住宅地等街並み景観
- ・棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景
- ・保養地、別荘地等の景観

○ 積線の保全

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けること。

○ 目隠し等の措置

公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに植栽等により修景すること。

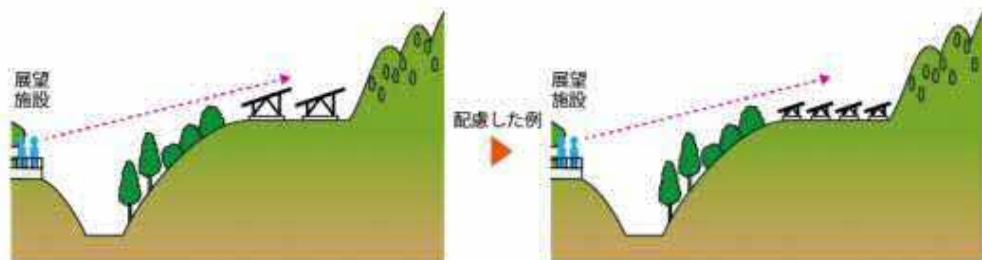
周囲にフェンスを設置する場合は、植栽の内側とし、周囲の景観に調和した色彩とするとともに、目隠しの程度や周囲への圧迫感の軽減のいずれにも配慮されたものとすること。

※植栽とは、樹木を敷地の地表面に直接植えるものをいう。

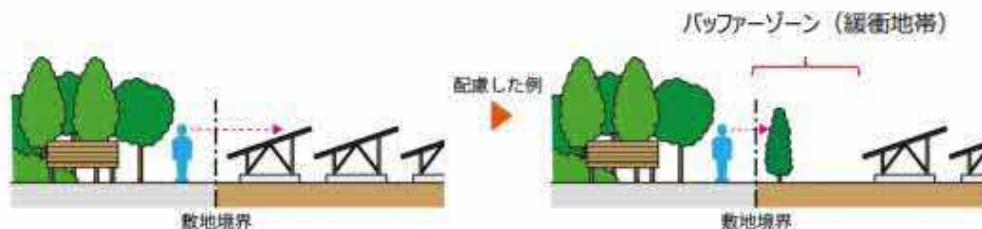
○ 太陽電池モジュール及び架台の色彩

太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとすること。また、架台もダークブラウンやグレーベージュなど、周囲の景観と調和した目立たない色彩とするよう努めること。

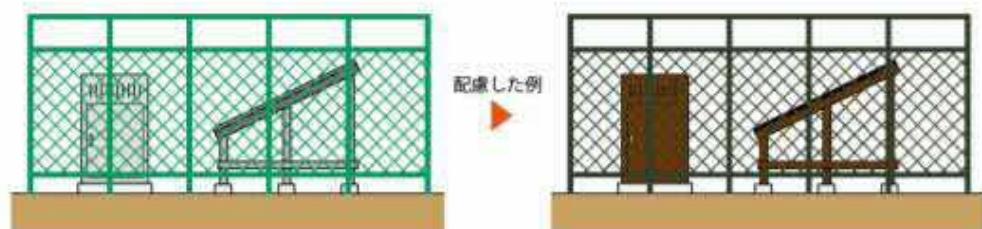
■アレイの高さについて配慮した例（イメージ）



■敷地境界部から距離をとってアレイを配置し、境界部に植栽を施した例（イメージ）



■付帯設備等の色彩に配慮した例（イメージ）



注）「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」（松阪市建設部都市計画課）・太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）を参考に作成

⑤ 処分への配慮

パネルの選定に当たり、リサイクルのしやすさを考慮に入れて選定すること。

(2) 発電設備の設計

① 適切な設計委託

設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

② 安全等に配慮した設計

電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危

害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

また、防災、環境保全、景観保全、消防活動を考慮し、さらに保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。

③ 基準等に基づいた設計の実施

太陽光発電に関する電技省令及び電技解釈に対する具体的な仕様については、日本工業規格（JIS 規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計すること。また、民間等が作成したガイドラインや解説書（例：地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2019 年版、太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021 年版 ((一社) 太陽光発電協会ほか)、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018 年制定、2019 年改定)) も参考にし、設計するよう努めること。

（3）施工

① 安全等に配慮した適切な施工

○ 法令等の遵守

関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合には、必要な資格を有する者が施工を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。

○ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

○ 適切な廃棄物処理

設置工事に伴う資材が周辺に影響を及ぼさないように配慮すること。また、伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認すること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導に努めること。

○ 標識の表示

太陽光発電事業者は、土地開発・造成工事等の開始後、発電設備の外部から見えやすい場所に、再エネ特措法の再生可能エネルギー発電事業計画における各項目に

ついて記載した標識を速やかに掲示すること。(出力 20kW 以上)。

② 周辺環境への配慮

○ 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。また、パワーコンディショナー等の騒音を発生する設備は、民家から離して設置すること。

○ 潜水対策

工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策を講じること。

○ 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。

○ 緩和緩衝帯等の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他 の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

○ パネルの反射光対策

事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたり、傾きを調整したりするなどの対策を講じること。

10 維持管理

(1) 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等(例:太陽光発電システムの保守点検ガイドライン((一社)日本電機工業会・(一社)太陽光発電協会/2016年、太陽光発電事業の評価ガイド(太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年))を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するよう努めること。

また、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

(2) 保安規程等に基づく点検

出力 50kW 以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

(3) 適正な管理

① 結果の記録・保管

実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

② 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

③ 周辺環境への配慮

○ 関係者以外の立入防止措置の管理

柵塀等については、出入口に施錠等を行うとともに、適切に維持管理を行い、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講じること。

○ 施設内の管理

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。また、啓発看板の設置等により事業地への不法投棄の防止に努めること。

(4) 維持管理に関する進捗報告

○ 設置完了に関する届出

発電施設の完成日の翌日から起算して 30 日以内に、「発電施設設置報告書（様式第 3 号）」を提出すること。

○ 維持管理開始に関する届出

発電施設の維持管理を開始（譲渡等により発電事業者が変わり、新たに維持管理を開始する場合も含む）する前までに、「発電施設設置報告書（様式第 3 号）」を提出すること。

○ 事業の変更に関する届出

「発電施設設置報告書（様式第 3 号）」の記載内容（発電事業者の氏名、住所及び連絡先、事業実施場所）に変更があった場合には、「事業内容変更等届（様式第 2 号）」を提出すること。

(5) 非常時の対処

○ 関係者との連携体制の構築

発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生したときの対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

○ 迅速な対応の実施

落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生したときには、直ちに発電、運転状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散及び感電のおそれがないことを確認すること。

また、発電設備の異常や破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止や被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

11 撤去・処分

(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するよう適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分に当っては、使用済太陽光パネルが産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

なお、処分に当たっては、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等を参考し、リユース・リサイクル等を通じて循環型社会の形成に寄与すること。

(2) 撤去・処分の手続等

○ 太陽光発電事業終了届

当該太陽光発電事業を終了した日の翌日から起算して30日以内に「**太陽光発電事業終了届（様式第4号）**」を提出すること。

○ 太陽光発電設備撤去完了届

当該太陽光発電設備を撤去及び処分が完了した日の翌日から起算して30日以内に「**太陽光発電設備撤去完了届（様式第5号）**」を提出すること。

○ 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、必要となる費用の積立を計画的かつ確実に行うこと。

○ 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など市や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

○ 景観への配慮

事業終了後の事業用地については、一定の景観配慮がなされた状態で事業終了とすること。

12 届出様式

様式第1号（8（2）①ア関係）

年　月　日

浜松市長 中野祐介 あて

住所

名称

代表者氏名
※署名の場合は押印不要

電話

発電施設設置計画書

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第7条第1項に基づき、下記のとおり発電施設設置計画書を提出します。

記

事業実施場所	地番	区　町	
	地目		
	面積		
	用途地域 (いずれかに○)	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外	
土地の権利関係 (いずれかに○)	自己所有地	売買	借地
発電能力	kW (太陽電池の公称最大出力若しくはパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方を記載)		
工事スケジュール (予定)	(工事着工) (工事竣工)	年　月　日　から 年　月　日　まで	
発電事業実施期間 (予定)	(運転開始) (運転終了)	年　月　日　から 年　月　日　まで	
地域住民等との調整 (予定)	周知方法 (いずれかに○)	説明会の開催	個別訪問
	周知時期		
	周知場所		
	周知内容		
	周知対象	周知対象者数()人	

発電設備① (太陽電池)	セル種類（単／多結晶等）			
	モジュール製造メーカー・型番			
	モジュール最大出力・変換効率・枚数			
発電設備② (パワーコンディショナー)	製造メーカー・型番			
	定格出力・設置基數			
発電設備③ (架台)	製造メーカー・型番			
	構造・アレイ角度、台数			
	基礎・固定方法			
排水方法 (いずれかに○)	自然浸透 その他			
営農型発電の概要 (農地の上部に太陽光発電を設置する場合は記載)	作物名・数			
	耕作者	発電事業者と同一・その他()		
	過去の実績			
連絡先	発電事業者 (担当者)	所属		
		氏名	電話	
	設計・施工事業者 (担当者)	所属		
		氏名	電話	
	保守点検責任者 (担当者)	所属		
		氏名	電話	

【添付書類】

- ・位置図（発電所計画地の位置及び付近の状況を表示する図面）
- ・土地利用平面図（太陽光パネル、パワーコンディショナー、系統連系柱、入口＜施錠可能な構造とする＞、標識、柵・塀等＜高さを記載＞、緑地の配置は必ず記載）
- ・排水方法の分かる資料（排水路、調整池等を土地利用計画平面図に記載でも可）

【注意事項】

- ・正副2通を作成し提出すること。（副本はコピーでも可。添付資料は不要。）
- ・副本を農地転用手続き等の添付資料とする場合には必要部数の副本を作成すること。

様式第2号（8（2）①ア、10（4）関係）

年　月　日

浜松市長 中野祐介 あて

住所

名称

代表者氏名

※署名の場合は押印不要

電話

事業内容変更等届

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき、下記のとおり事業内容変更等届を提出します。（該当する届出にチェックをしてください。）

- 発電施設設置報告書の変更「第10条第2項」
- 発電施設設置計画書の変更「第7条第2項」
- 発電施設設置計画書の廃止「第7条第3項」

記

発電所名称	
事業実施場所（地番）	区　町

（変更の内容）　※変更がない項目には「なし」と記載して下さい。

項目	変更前	変更後
発電事業者 (代表者)	住所 名称 代表者氏名 電話	住所 名称 代表者氏名 電話
発電事業者 (担当者)	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話
設計・施工事業者 (担当者)	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話
保守点検責任者 (担当者)	所属 氏名 電話	所属 氏名 電話

その他		
-----	--	--

(廃止の内容)

計画廃止年月日	年　月　日
廃止理由	

【添付書類】

- ・変更の内容が分かる資料（変更の場合）
- ・廃止の内容が分かる資料（廃止の場合）

様式第3号（10（4）関係）

年　月　日

浜松市長 中野祐介 あて

住所

名称

代表者氏名

※署名の場合は押印不要

電話

発電施設設置報告書

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき、発電施設設置報告書を提出します。（該当する届出にチェックをしてください。）

- 発電施設の設置完了報告「第9条」
- 発電施設の維持管理開始報告「第10条第1項」

記

事業実施場所	地番	区　町		
	地目			
	面積			
	用途地域 (いずれかに○)	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外		
発電能力	<u>kW</u>			(太陽電池の公称最大出力若しくはパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方を記載。)
事業計画認定	あり（取得日： 年　月　日）・なし			
連絡先	発電事業者 (担当者)	所属		
	氏名		電話	
	設計・施工事業者 (担当者)	所属		
氏名		電話		
保守点検責任者 (担当者)	所属			
氏名		電話		

(発電施設の内容)

施設完成日	年　月　日		
処分費用（見込）	円	処分費用積立額(予定)	円/年
説明会等実施結果	実施方法	説明会　　戸別訪問 その他（ 　　　　　　　　　　　　）	
	実施日時	年　月　日	
	実施場所		
	説明者		
	周知対象者等	周知者数（ 　　　　）人　／　周知対象者数（ 　　　　）人	
	周知に対する 主な意見		
	意見への対応		
	発電施設設置計画書 の変更事項 ※変更がない場合は 「なし」と記載 ※変更があった場合、 変更内容を記載		

(維持管理の内容)

発電事業実施期間	(運転開始日)　　年　月　日　から (運転終了日)　　年　月　日　まで
維持管理計画の内容	

【添付書類】

- ・ 土地利用計画平面図
- ・ 現況写真（発電施設、標識（記載内容が判読可能なもの）、柵・塀等が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの）
- ・ 維持管理の内容が分かる資料（発電施設の維持管理開始報告の場合）
- ・ 変更事項の内容が分かる資料（変更事項がある場合のみ）
- ・ 説明会や個別訪問等の議事録

様式第4号（11（2）関係）

年　月　日

浜松市長 中野祐介 あて

住所

名称

代表者氏名

※署名の場合は押印不要

電話

太陽光発電事業終了届

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第11条に基づき、太陽光発電事業終了届を提出します。

記

発電所名称		
事業実施場所（地番）		区　　町
事業地の敷地面積（m ² ）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当者（連絡先）	
運転終了日		年　月　日
発電施設の撤去完了日（予定）		年　月　日
発電設備の概要及び今後の発電施設の撤去計画について		
特記事項		

【添付書類】

- ・土地利用平面図
- ・発電施設の撤去計画の内容が分かる資料

様式第5号（11（2）関係）

年　月　日

浜松市長 中野祐介 あて

住所

名称

代表者氏名

※署名の場合は押印不要

電話

太陽光発電施設撤去完了届

浜松市適正な再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例第12条に基づき、太陽光発電施設撤去完了届を提出します。

記

発電所名称		
事業実施場所（地番）		区　　町
事業地の敷地面積（m ² ）		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者氏名	
	担当者（連絡先）	
発電設備の概要		
撤去完了日		年　月　日
特記事項		

【添付書類】

- ・現況写真（撤去が完了した状況が確認でき、かつ複数方向から撮影したもの）

浜松市太陽光発電施設に関するガイドライン

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部
〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103-2
TEL:053-457-2502 FAX:050-3730-8104
E-mail:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp
